

「第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」の進捗状況及び評価について

◎ 趣旨

平成30年3月に策定した「第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画（以下「第5期サービス計画・第1期障がい児計画」）」（計画期間：平成30年度～令和2年度）における令和2年度目標値、障がい福祉サービス等の必要見込量等に関する進捗状況を確認し、評価するもの

1 令和2年度目標値の進捗状況

以下、(1)～(5)の数値目標について、下記の評価基準により評価する。

計画期間中の2か年（平成30年度～令和元年度）の実績を評価（本市の行政評価の基準を参考）  
 [活動目標の達成率100%以上] または 取組内容を実施…A（順調）  
 [活動目標の達成率70%以上100%未満] または 取組内容を一部実施・検討…B（概ね順調）  
 [活動目標の達成率70%未満] または 取組内容を未着手…C（やや遅れている） と評価

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 進捗状況

① 入所施設から地域生活への移行者数（第1期からの継続目標）

**目標** 令和2年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者（396人）の6%以上（24人以上）が地域生活へ移行することを目指す。（各年度約6人以上・・・B）

年度	H18～H28	H29	H30	R1	目標値 (R2末)	R1の進捗率 (A/B)	達成率	評価
地域生活移行者数（各年度）		5人	2人	1人(A)		16.6%	25.0%	C
地域生活移行者数（累計）	113人	118人 (5人)	120人 (7人)	121人 (8人)	137人以上 (24人以上)			

② 施設入所者の削減数（第1期からの継続目標）

**目標** 令和2年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者（396人）から2%以上（8人以上）削減することを目指す。（各年度約2人以上・・・B）

年度	H18～H28	H29	H30	R1	目標値 (R2末)	R1の進捗率 (A/B)	達成率	評価
削減数（各年度）		△11人	△7人	+7人(A)		-350%	0%	C
施設入所者数（累計削減数）	396人 (△88人)	385人 (△11人)	378人 (△18人)	385人 (△11人)	388人 (△8人以上)			

※ H29～R1及び目標値（R2末）の累計削減数はH29からの累計

イ 評価・課題等

- 国の基本指針において、①入所施設から地域生活への移行者数は9%以上、②施設入所者の削減数は2%以上（県は①3%以上、②は1.5%以上）と示され、本市も国・県の目標を参考に目標を設定し、施設入所者の中でグループホーム等への移行が可能な障がい者に対して、個別指導・訓練

を行うなど、地域生活が可能な施設入所者の地域移行に取り組んでいるが、施設入所者の重度化・高齢化に伴い、入所施設からの退所は入院・死亡を理由とする割合が年々高まっており、移行者数・削減者数の伸びが鈍くなっている。

- ①, ②については、それぞれC評価であり、2か年の状況をみると、令和2年度末の目標達成は難しい状況である。今後も、障がい者の重度化・高齢化に対応するための、相談支援体制の充実やグループホームの設置促進など地域生活支援体制の整備に向けて更なる取り組みを進めていく必要がある。

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（第5期からの新規目標）

**目標** 令和2年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目指す。

#### ア 進捗状況

年度	H18～H28	H29	H30～R1	目標値 (R2末)	R1の 進捗率	評価
協議の場の設置			協議の場の設置方法等について検討中	協議の場の設置		B

#### イ 評価・課題等

- 行政、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関において、地域移行支援の利用が有効と思われる入院患者についての情報共有をしながら、必要なサービスの調整を行っている。
- 協議の場の設置方法について、庁内関係課とどのような場が適切か意見交換を行っている。
- 評価については、B評価であるため、今後も、引き続き、令和2年度末の設置に向けて、自立支援協議会等の活用も含め、どのような協議の場が適切であるか検討を行なっていく必要がある。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備（第4期からの継続目標）

**目標** 令和2年度末までに、一つの地域生活支援拠点等を整備することを目指す。

#### ア 進捗状況

年度	H18～H28	H29	H30～R1	目標値 (R2末)	R1の 進捗率	評価
地域生活支援拠点の整備		一部の機能を実施	自立支援協議会において、整備に向けて検討中	一つ (面的整備)		B

#### イ 評価・課題等

- 虐待等やむを得ない事由により、緊急時の一時的な保護が必要な場合に備えて、夜間・休日においても市と契約した障がい福祉サービス事業所において一時保護が可能となる「緊急一時保護事業」を平成29年度より実施している。（現在、3事業所）
- 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等について関係団体等が協議できるよう、平成30年度に、自立支援協議会の新部会である「地域生活支援部会」を設置し、地域生活支援体制の整備に向け、必要な機能の整理を行っている。
- 評価については、B評価であるため、今後も、引き続き、令和2年度末の整備に向けて、必要な機能等について自立支援協議会などから意見をいただきながら、検討を行っていく必要がある。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行（第1期からの継続目標）

【目標】 令和2年度末における一般就労への移行を平成28年度実績（71人）の1.5倍以上（107人以上）とすることを旨とする。 (H30→89人, R1→98人・・Ⓔ, R2→107人以上)

ア 進捗状況

年度	H18～H28	H29	H30	R1	目標値 (R2末)	R1の進捗率 (Ⓐ/Ⓑ)	達成率	評価
一般就労 移行者数	368人	72人	97人	71人(Ⓐ)	107人以上	72.4%	89.8%	B

イ 評価・課題等

- 福祉施設から一般就労への移行者数については、ハローワークとの共催による障がい者就職ガイダンスや、自立支援協議会就労支援部会における企業と就労系事業所との意見交換会などに取り組み、目標値を達成しなかった年度については要因を分析しながら、一般就労支援の充実に取り組んでいる。
- 新型コロナウイルスの感染防止のため、企業において、オンラインによる採用面接会や在宅就労が増えているなど、採用方法や就労形態が変化してきていることから、こうした変化を捉えながら、就労支援に取り組んでいく必要がある。
- 評価については、B評価であるが、目標達成水準を超える一般就労実績をあげる年度もあり、中期的な視点で支援に取り組んでいく。

② 就労移行支援事業の利用者数（第4期からの継続目標）

【目標】 令和2年度末における就労移行支援事業の利用者を平成28年度末（95人）の利用者から2割以上増加（114人以上）とすることを旨とする。  
(H30→105人, R1→110人・・・Ⓔ, R2→114人以上)

ア 進捗状況

年度	H18～H28	H29	H30	R1	目標値 (R2末)	R1の進捗率 (Ⓐ/Ⓑ)	達成率	評価
就労移行支援事業の利用者数		91人	92人	88人(Ⓐ)	114人以上	88.0%	83.7%	B

イ 評価・課題等

- 就労移行支援事業の利用者については、障がい者の一般就労に向け、サービス等利用計画に基づき、適切に支給決定している。
- 評価については、B評価であるため、引き続き、利用者ニーズを把握し、適切に支給決定を行っていく。

③ 就労移行支援事業所の就労移行率（第4期からの継続目標）

**目標** 令和2年度末における事業所ごとの就労移行率について、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを旨とする。

(H30 → 30%, R1 → 40%・・・㊸, R2 → 50%以上)

ア 進捗状況

年度	H18～H28	H29	H30	R1	目標値 (R2末)	R1の進捗率 (㊸/㊹)	達成率	評価
就労移行支援事業所の就労移行率		33.3% (4/12)	63.6% (7/11)	41.7% (㊸) (5/12)	50.0%以上	104.3%	150.3%	A

イ 評価・課題等

- ・ 就労移行支援事業所の就労移行率については、移行率が3割以上の事業所数は4か所（H29）から5か所（R1）に増加しており、引き続き、自立支援協議会就労支援部会において、関係機関や企業、就労移行支援事業所間の情報共有を図り、より多くの就労移行支援事業所から一般就労者が出るよう支援水準の向上に取り組んでいく。
- ・ 評価については、A評価であるが、就労移行支援事業所が就労移行支援サービスを提供する中で、個々の事業所の努力で解決できない課題については、事業所の意見を集約し、関係機関とも連携を図りながら、解決に向けた支援を検討していく必要がある。

④ 就労定着支援による職場定着率（第5期サービス計画からの新規目標）

**目標** 各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%・・・㊸以上とする。

ア 進捗状況

年度	H18～H28	H29	H30	R1	目標値 (R2末)	R1の進捗率 (㊸/㊹)	評価
就労定着支援による職場定着率			97.4%	【参考】 94.0% (㊸)	80%以上	【参考】 117.5%	—

イ 評価・課題等

- ・ 障がい者の職場定着に向け、引き続き、ハローワークとの共催による「精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座」を開催し、企業に対し障がいへの理解促進を図るとともに、自立支援協議会就労支援部会において、関係機関や企業、就労移行支援事業所間の情報共有を図りながら、就労定着支援事業所のスキルアップにつなげていく。
- ・ 就労定着支援事業所が就労定着支援サービスを提供する中で、個々の事業所の努力で解決できない課題については、事業所の意見を集約し、関係機関とも連携を図りながら、解決に向けた支援を検討していく必要がある。

(5) 障がい児支援の提供体制の充実

① 児童発達支援センターの設置（第5期からの新規目標）

**目標** 福祉型・医療型共に、現行体制を維持しつつ、地域の中核的な拠点施設としての機能の充実強化を推進していく。

ア 進捗状況

年度	H30	R1	R2	評価
児童発達支援センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉型児童発達支援センター 2事業所</li> <li>医療型児童発達支援センター 2事業所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉型児童発達支援センター 2事業所</li> <li>医療型児童発達支援センター 2事業所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉型児童発達支援センター 2事業所</li> <li>医療型児童発達支援センター 2事業所</li> </ul>	A
	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修会（専門職対象）→6回(437人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修会（専門職対象）→4回(244人)</li> <li>職場体験（事業所対象）→15回(19人)</li> <li>アンケート調査</li> <li>事業所訪問調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修会（専門職対象）→5回(予定)</li> <li>職場体験（事業所対象）→(実施予定)</li> </ul>	

イ 評価・課題等

- 国の基本指針において、児童発達支援センターを各市町に1箇所以上設置と示され、本市としては2箇所設置済みであることから、民間の障がい児通所支援事業所が個々の特性に合った適切なサービスを提供できるよう、市直営の「児童発達支援センター」が研修会や職場体験を実施し、民間事業所の療育の質の向上に取り組むとともに、拠点施設としての組織体制の充実にも取り組んでいることからA評価とした。
- 今後も、引き続き、市直営の事業所は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行い、療育の質の維持・向上に取り組んでいく。

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築（第5期からの新規目標）

**目標** 市直営の事業所を中心に、障がい児の社会適応を促すための支援を推進していく。

ア 進捗状況

年度	H30	R1	R2	評価
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	2事業所	2事業所	3事業所	A

イ 評価・課題等

- 国の基本指針において、すべての市町において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築と示され、本市としては、保育所等訪問支援を3事業所で利用できることから、保育園等に通う障がい児が増加する中、支援を必要とする障がい児が適切な療育を受けられるよう、事業周知や保育園等との連携強化に取り組むとともに、市直営の事業所においては、訪問支援員（保育士）の増員を図り、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を進め、利用希望者への支援に取り組めたことからA評価とした。
- 今後も、引き続き、個々の特性に応じた支援内容に柔軟かつ円滑に対応できるよう取り組んでいく。

③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保（第5期からの新規目標）

**目標** 重症心身障がい児の支援ニーズを踏まえ、設置について県への働きかけや、人材育成など民間事業所への支援を推進していく。

ア 進捗状況

年度	H30	R1	R2	評価
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	・児童発達支援事業所 1事業所	・児童発達支援事業所 1事業所	・児童発達支援事業所 2事業所	A
	・放課後等デイサービス 1事業所	・放課後等デイサービス 1事業所	・放課後等デイサービス 2事業所	

イ 評価・課題等

- ・ 国の基本方針において、重症心身障がい児を支援できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町に少なくとも1箇所以上確保と示され、本市においては、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスにおいて事業所数が1事業所（R1）から2事業所（R2）に増加しており、利用希望者へのサービスの対応ができたことからA評価とした。
- ・ 今後も、引き続き、個々の特性に応じた適切な支援が受けられるよう、利用ニーズを把握し、広く受け入れ体制を確保していく。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関等が連携を図るための協議の場の設置（第5期からの新規目標）

**目標** 「障がい者自立支援協議会」や「発達支援ネットワーク会議」等を活用し、医療的ケア児支援のため柔軟に対応できるような体制づくりに努める。

ア 進捗状況

年度	H30	R1	R2	評価
関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	・既存の「発達支援ネットワーク会議」を活用した協議の場の設置 ・発達支援ネットワーク会議 2回開催	・発達支援ネットワーク会議 2回開催 ・医療的ケア児支援のためのガイドブック作成・配布 5,300部	・発達支援ネットワーク会議 2回開催（予定）	A

イ 評価・課題等

- ・ 関係機関等が連携を図るための協議の場の設置については、医療的ケア児等支援の協議の場に「宇都宮市発達支援ネットワーク会議」を位置づけ、医療的ケア児支援の取組の方向性を整理し、医療的ケア児と家族のための支援ガイドブックを作成・配布等に取り組んだ。また、市内で在宅生活を送る医療的ケア児の実態について定期的に把握できる体制を関係課等と構築した。
- ・ 評価については、協議の場を設置し、医療的ケア児支援のための取組が進められたことからA評価であり、引き続き、個々の児童の特性に合わせた適切な支援について関係機関等と連携し、支援に取り組んでいく。

## 2 障がい福祉サービス等の必要見込量等に関する進捗状況

### ア 進捗状況 別紙3-1のとおり

- ・ 訪問系サービスについては、最も利用の多い「居宅介護」が、必要に応じて1日に短時間の訪問を複数回行うなど、利用者ひとりひとりに必要な利用量を支給決定し、個別ニーズに柔軟に対応しているため、利用者が増加している。
- ・ 日中活動系サービスについては、介護、家事の援助、創作的活動などを行う「生活介護」の利用量・利用人数が増加している。また、就労の機会等を通じて、生産活動の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う「就労継続支援A型」及び「就労継続支援B型」の利用量・利用人数も増加しているが、「就労定着支援」については、利用人数が見込みを下回っている。
- ・ 居住系サービスについては、「共同生活援助（グループホーム）」の施設数が増加し、利用環境が整ったことにより、利用人数が増加し、見込みも上回っているが、自立生活援助については、利用人数が見込みを下回っている。
- ・ 相談支援系サービスについては、「計画相談支援」が、サービス等利用計画の作成が支給決定の際に必須とされるため、障がい福祉サービス利用人数の増加に伴い、利用人数が増加し、見込みも上回っている。
- ・ 障がい児支援系サービスについて、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の指定事業所が増加し、利用環境が整ったことにより利用者が増加している。また、それらを利用するために必要である「障がい児相談支援」の利用人数についても増加しており、見込みも上回っている。

### イ 評価・課題等

- ・ 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスについては、平成30年度に新設された自立生活援助や就労定着支援など、一部見込量に達していないサービスもあるが、全体的に見ると、概ね順調に提供されており、今後も引き続き、サービス利用者の実態やサービス提供事業所の動向を踏まえて、必要なサービスが適切に受けられる体制の確保が必要である。

## 3 地域生活支援事業の実施に関する進捗状況

### ア 進捗状況 別紙3-1のとおり

- ・ 地域生活支援事業については、相談支援事業や意思疎通支援事業などの必須事業のほか、訪問入浴サービスや日中一時支援などの任意事業を幅広く実施している。
- ・ 移動支援事業や日中一時支援事業（放課後支援型）は、類似サービスの影響などにより、利用量・利用人数が見込みを下回っているが、日中一時支援事業（日中支援型・医療的ケア）は利用人数が見込みを上回っている。

### イ 評価・課題等

- ・ 地域生活支援事業については、移動支援事業や日中一時支援（放課後支援型）など、一部見込量に達していないサービスもあるが、全体的にみると、概ね順調に提供されており、今後も引き続き、国の動向やサービス利用者の実態などを踏まえ、必要なサービスが適切に受けられる体制の確保が必要である。

#### 4 導き出される課題について

##### (1) 地域生活への移行や親なき後への対応

⇒ 地域生活への移行や親なき後への対応を図るため、「緊急時の相談及び支援体制の充実」、「GHの設置促進」、「当事者や親への障がい福祉サービス等の理解促進」、「地域への障がいの理解啓発」、「地域における関係機関の連携体制」など地域生活を支援する体制の充実が必要

##### (2) 一般就労への移行

⇒ 障がい福祉サービスを通じて、一般就労により多くつなげるため、「関係機関や企業と就労支援に関する情報共有及び連携」、「就労定着に向けた支援の充実」など就労支援の充実が必要

##### (3) 障がい福祉サービス・障がい児通所サービス等

###### 共通事項

⇒ サービス利用者の利用実態や事業所の動向を踏まえた、利用者に対する必要な利用量を見込み、必要なサービスが適切に受けられる体制の確保とサービスの質の向上を図るための取組が必要

###### 障がい福祉サービス・地域生活支援事業

⇒ 地域で安心した生活が送れるようにするため、利用者ニーズ等が高い「相談支援」、「共同生活援助」、「移動支援」など障がい福祉サービス・地域生活支援事業の更なる充実が必要

###### 障がい児通所サービス

⇒ 障がい児の障がい特性や状態に応じた個別の支援が継続的に提供できるよう、地域の障がい児やその家族への相談や障がい児を預かる施設への専門的な助言等を行うなど適切な療育支援とサービス利用などのコーディネートが必要